

2009年12月1日

行政不服審査法案に関する論点についての意見

弁護士・獨協大学法科大学院教授

三宅弘

現在政府が検討中の「行政不服審査法案」について、有識者から以下のような意見が提示されているが、どのように考えるか。

・行政訴訟や不服申立ての実務をふまえ、以下のとおり意見を述べます。

1 全般について

① 法案は、行政不服審査制度の目的として、従来の簡易迅速な権利救済に加え手続の「公正性」を規定した結果、手続はより重いものとなり、かえって救済のハードルを高めるおそれがあるのではないかと、この意見についてどう考えるか。

・これまで取り扱った事例では、土地区画整理の換地処分等につき、現行法が標準審理期間を規定していないことから、長期にわたり放置された事案がある。現行法が簡易迅速な権利救済に資するとは言い難いことと比べると、このような問題が解消されるのであれば、一般論としては、現行法の改正は極めて有意義と考える。しかし、法案においては、審理員、審査庁、行政不服審査会等の関係が複雑すぎる。下記2のとおり、行政不服審査会は裁決機関にすべきであり、審理員制度は不要であると考えますが、さらに、再調査の請求が予定された租税案件などは、再調査の請求を前置とした審査請求が予定されているなど同様の複雑さがある。法案によって簡易迅速な権利救済がはかれるとは解せないし、「公正性」はもっと簡素な手続によっても実現されると考えられる。したがって、法案は抜本的に見直されるべきである。

② 既存の不服申立てに関する第三者機関が機能していないのではないかと、

との意見についてどう考えるか。

- ・課税処分に対する異議申立て及び審査請求について、国税不服審判所など屋上屋を重ね、手続が煩瑣であって、不服申立人の権利救済のためには機能していない第三者機関がある。この法案によっても、そのような意見に対する改善にはならないと思われるので、法案を抜本的に見直したうえで、個別法に基づくすべての第三者機関とその審査手続も見直すべきである。

## 2 行政不服審査会について

① 行政の自己反省機能を高め、より客観的かつ公正な判断が得られるよう、行政不服審査会を設置するとしているが、一律に諮問対象とするのでは手続が重くなるため、国民が希望する場合にのみ諮問するというような工夫が必要ではないか、との意見についてどう考えるか。

- ・公正な判断を確保するために、一律に裁決の対象とすべきである。
- ・審査庁が委員会等の合議制の機関である場合、条例に基づく処分について条例で特定の定めがある場合は、審理員の指名は要しないとされているが（8条1項）、情報公開条例に基づく不開示決定等の処分について、当該条例の定めを置くことにより、審理員を指名することなく、当該地方公共団体の情報公開審査会等が裁決することのできるようにすべきである。この点からも、法案は抜本的にも見直されるべきである。

② また、上記目的がありながら社会保険審査会等の既存の第三者機関についてはそのまま存置するというのは中途半端ではないか、との意見についてどう考えるか。

- ・原則として既存の第三者機関を統合し府省横断的な裁決機関とすることは一つの考え方であるが、同種案件を大量に判断するものや当該分野における有識者の判断によることが望ましいものについては、例外として当該第三者機関を裁決機関として存置すべきである。下記⑥のとおり情報公開・個人情報保護審査会も例外として存置すべき機関であると考えられる。それ以外にも存置すべき第三者機関があるのではないか。この点について、関係法律の整備法案も含め、法案は抜本的に見直されるべきである。

③ むしろ、上記目的を貫徹するのであれば、諮問機関ではなく、既存の第三者機関を統合し府省横断的な裁決機関とする、との意見についてどう考えるか。

・上記②と同意見。但し、同種大量案件をさばく必要や特定分野の有識者による判断の必要があれば、国税不服審判所や社会保険審査会を裁決機関として存置させることはありうる。また、下記⑥のとおり、情報公開・個人情報保護審査会も裁決機関として存置すべきである。それ以外にも存置すべき第三者機関がある。これらを抜本的に見直せば、府省横断的な裁決機関としても、総務省に委員24名と事務局からなる巨大な組織としての行政不服審査会は不要であると考ええる。

④ さらに言えば、上記目的は審理員の新設で十分達成できるのであり、そもそも第三者機関を新設する必要はないのではないかと、この意見についてどう考えるか。

・上記目的は審理員の新設では十分達成できない。国民からみれば、審理員も同一省庁の職員である。審理員制度を設けるとする法案は、抜本的に見直されるべきである。

⑤ 行政不服審査会を総務省におくことは「焼け太り」なのではないかと、この意見についてどう考えるか。

・同種大量事件をさばく例外的な裁決機関や特定分野の有識者による判断をなす機関を存置することとあわせ考えるに、「焼け太り」にならないような行政不服審査会を総務省に設置することは妨げないが、法案におけるような24名の委員を擁し事務局を伴う巨大組織は「焼け太り」と言われても仕方ない。これに代わる、少人数のオンブズマン的な「審査会」で足りるのではないかと。この点も、法案は抜本的に見直されるべきである。

⑥ 行政不服審査会は、内閣府の情報公開・個人情報保護審査会を統合するとしているが、情報公開制度を後退させることになるのではないかと、この意見についてどう考えるか。

・内閣府の情報公開・個人情報保護審査会は、大量案件をかかえている

し、制度趣旨を十分に理解した委員によって判断されるべきであるから、裁決機関として存置すべきである。下記5のとおり、同審査会の委員の人選について、現状においても運用改善の余地があると考えている。

⑦ 地方公共団体にも第三者機関を置く必要性についてどう考えるか。

- ・地方公共団体にも裁決機関としても、第三者機関を置いた方がよい場合があると考え。情報公開条例に基づく情報公開審査会などがその例である。しかし、審理員制度等をあえて地方公共団体に設ける必要はないし、新たに行政不服審査会を設ける必要もない。法案は、情報公開審査会を行政不服審査会に吸収させたいうで地方公共団体の組織替えを予定しているが、地方分権の趣旨からも、団体の独自の判断にゆだねるべきであり、地方公共団体に行政不服審査会は必要ないと考える。

3 再調査の請求、不服申立前置について

① 事実認定が問題となる大量処分については再調査の請求を設けることが可能な仕組みとされているが、再調査の請求前置についてどう考えるか。

- ・国税不服審判等で、再調査の請求を前置として義務付けるべきではないと考える。そもそも、原処分をなすにあたり、適正手続の見地から再調査の請求を要しない事実認定がなされるべきであるから、事実認定が問題となる大量処分のあり方こそが、まず問題とされるべきである。

② 行政不服審査制度と訴訟制度の合理的な機能分担の観点から、不服申立前置についてどう考えるか。

- ・不服申立前置とすべきではないと考える。行政不服審査手続が真に簡易迅速な権利救済でなければ、行政不服審査によらずに、直接に行政訴訟を提訴することができる途を設けておくべきである。そして、法案は、行政事件訴訟法改正の第二ステージの諸論点と連動するものとして、抜本的に見直されるべきである。

4 その他

- ① 審理員の中立性が確保できるのか、との意見についてどう考えるか。
- ・上記3のとおり第三者機関が裁決機関となれば、その事務局が審理員の役割を十分に果たせるので、審理員制度は必要不可欠ではない。法案は、この点からも抜本的に見直されるべきである。
- ② 弁護士以外の士業にも代理人資格を解放することについてどう考えるか。
- ・不要であると考える。

## 5 上記論点以外の意見

別紙「行政刷新のための公文書管理法の早期施行と情報公開法の改正・運用改善及び行政不服審査法案の抜本的見直し等についての意見書」(案)のとおり。

1990年代から進められてきた、行政手続法、情報公開法、行政機関個人情報保護法、行政事件訴訟法の各制定・改正は、いずれも不十分であったと考える。上記意見書(案)は、これを情報公開法の改正・運用改善の観点から論じたものである。行政不服審査法案は、この観点からも、抜本的に見直されるべきであるが、さらに、行政事件訴訟法改正の第二ステージの諸論点と連動し、公正かつ簡易迅速な救済のために、行政不服審査制度と訴訟制度の合理的な役割分担がはかられるべきであるという観点からも抜本的に見直されるべきである。

(別紙)

行政刷新のための公文書管理法の早期施行と  
情報公開法の改正・運用改善及び  
行政不服審査法案の抜本的見直し等についての意見書（案）

第1 意見の趣旨

行政刷新のために、公文書管理法の早期施行、情報公開法の運用改善と改正、及び行政不服審査法案の抜本的見直し、並びに刑事訴訟法及び刑事確定訴訟記録法の改正などについて、次のとおり意見を述べます。

1 公文書管理法の早期全面施行

公文書管理法を早期に全面施行し、公文書管理委員会を早急に立ち上げ、諸外国の公文書管理制度を参考として、同委員会がいわゆる「三十年原則」を具体化する強力な政令や規則を策定したり、行政文書や歴史的公文書が確実に保存、管理、利用されるための効果的な措置がとれるようにすべきである。

2 情報公開法の運用改善

情報公開・個人情報保護審査会について、次のとおり運用改善をするべきである。

(1) 委員長は、非常勤職であるとしても、人権感覚に優れた民間人から選任されるべきである。

(2) 5名の常務委員のうち、少なくとも1名は、人権感覚に優れた弁護士等の民間人から選任されるべきである。

(3) 審査会事務局に、弁護士等の民間人を任期付公務員として採用すべきである。

3 情報公開法の改正

2つの運用改善の他、行政刷新の一助となるよう、情報公開法を次のとおり改正すべきである。

(1) 行政機関の長が不開示相当と認める情報はすべて不開示にすることができる防衛・外交情報と犯罪捜査等情報の不開示情報の規定を、他の不開示情報の規定と同等のものに改正すべきである。この他、プライバシー保護の名目で過度に個人識別情報が不開示とされないかの個人情報保護規定の見直し、非公開条件付任意提供の法人情報を不開示とする規定

や存否応答拒否処分を認める規定の見直しなども検討すべきである。

- (2) 裁判所において裁判官だけが不開示文書を直接に見分して開示不開示を判断する、インカメラ審理の規定を設けるべきである。
- (3) 不開示決定処分取消訴訟を47都道府県の地方裁判所本庁で提起できるように裁判管轄規定の特則を設けるべきである。
- (4) 開示請求文書の不存在決定が多いため、不開示理由の付記にあたり、物理的に不存在か、行政文書の定義に該当しないために法解釈上の不存在か、その理由の明記を法文上義務付けるとともに、情報公開・個人情報保護審査会が行政機関に立入調査をする権限を法文上明記すべきである。

#### 4 行政不服審査法案の抜本の見直しと行政手続法の改正

- (1) 行政不服審査法の改正にあたり、情報公開・個人情報保護審査会を廃止する規定（関係法律の整備法案1条）を削除すべきである。情報公開・個人情報保護審査会は、行政不服審査会に吸収消滅させることなく、内閣府所管の審査会として存続させて、内閣府の総合調整機能の一つとして、公文書管理委員会と一体として、行政文書の保存、管理、利用のための独自の役割を果たさせるべきである。
- (2) 情報公開・個人情報保護審査会が裁決機関として機能するよう、行政不服審査法案を抜本的に見直し、行政不服審査会を裁決機関とすると共に、それに沿った情報公開法改正もなされるべきである。
- (3) 行政の意思形成過程の情報開示（情報公開法5条5号関係）にとどまらず、行政手続法に行政計画の策定手続の規定を設けるべきである。
- (4) 以上の他、現行の行政手続法と行政不服審査法における適用除外規定はすべて見直すべきである。

#### 5 国会と裁判所の公文書管理法及び情報公開法の制定並びに刑事訴訟法と刑事確定訴訟記録法の改正

公文書管理法附則13条2項に基づき、国会及び裁判所の文書についても、公文書管理法と同様に取り扱われるべく、国会と裁判所独自の公文書管理法の検討に着手すべきである。その際、あわせて、国会と裁判所の情報公開法を制定すると共に、刑事訴訟法53条の2や刑事確定訴訟記録法を改正し、訴訟に関する書類及び押収物等の刑事訴訟記録や戦前の軍法会議記録（二・二六事件記録など）についても、情報公開制度及び公文書管理制度の対象とし、閲覧及び謄写が権利として容易に認められるようにす

べきである。

## 第2 意見の理由

はじめに — 民主党マニフェストと情報公開施策

民主党マニフェストによれば、別紙添付マニフェスト情報公開施策のとおり、ムダづかいの根絶として、現在の政策・支出をすべて見直すことが約束され、「行政刷新会議」で政府の全ての政策・支出を、現場調査、外部意見をふまえて、検証すること等を具体策として掲げています。国民は、官僚依存の自民党政治を見限り、民主党主導のムダづかいの根絶に賭けて、政権交代を選びました。政権交代に伴い、八ツ場ダムや「アニメの殿堂」の建設中止、事業仕分けによるムダづかいの洗い出しなど、国民は大臣主導の政策変更を注目しています。こうした行政刷新のためには、官僚からの積極的情報提供が必要不可欠です。

これに伴い、国民は、単に政権交代劇の観客にとどまらず、積極的な情報公開請求により、主体的にムダづかいの現場の行政情報を入手し、行政刷新を支えることが求められています。

しかし、現行の情報公開法は、アメリカ情報自由法などと比べても、弱いものです。かつて、情報公開法は、細川内閣の際の日本新党の政策提言等に端を発して立法化されましたが、1999年の法制定時には自社さの連立政権において、情報公開に積極的ではない自民党の影響もあり、骨抜きにされて制定されました。また、運用面でも、情報公開には消極的な例が多く見られます。アメリカ国立公文書館で公開された沖縄返還密約について、そのような文書は存在しないとする、外務省の公式見解もその例の一つです。当協会は、1999年5月7日付の情報公開法制定を歓迎する声明においても、情報公開法改正の残された課題を提示していますが、その後制定された公文書管理法や政府提案に係る行政不服審査法案等もあわせ考慮のうえ、以下のとおり、公文書管理法の早期施行、情報公開法の改正・運用改善、行政不服審査法案の抜本的見直し、国会と裁判所の公文書管理法と情報公開法の制定、及び刑事訴訟法と刑事確定訴訟記録法の改正等について、以下のとおり意見を述べます。

### 1 公文書管理委員会の早期全面施行

公文書管理法は、公文書管理委員会を2010年6月に立ち上げ、関連する政令や規則を策定したうえで、2011年6月に全面施行することと

されていますが、外務省の密約の管理状況等に照らせば、公文書の管理が、早期に十全なものになることは望ましいことですから、同法は早期に全面施行されるべきです。

そのためには、まず、公文書管理委員会を早急に立ち上げ、同委員会が強力な政令や規則を策定したり、行政文書や歴史的公文書が確実に保存、管理、利用されるための効果的な措置がとれるようにするべきです。特に、同法制定の際、衆参両議院の委員会の各附帯決議において、「国立公文書館等へ移管された特定歴史公文書等に対する利用制限については、利用制限は原則として30年を超えないものとする「三十年原則」等の国際的動向・慣行を踏まえ、必要最小限のものとする」とされていますが、この「三十年原則」を公文書全般について確立する政令や規則となるようにすることが肝要です。また、公文書の保存、管理、利用のための効果的な措置をとるにあたり、カナダ等諸外国の公文書管理のあり方等も参考とすべきです。カナダは、国立図書館と国立公文書館を知的資源の戦略的活用という観点から統合して運用していますが、日本でも、「アニメの殿堂」など省庁タテ割りを排して、内閣府に文書管理庁を設けると共に、公務員制度改革の一環として、天下りしない公務員が過去の行政施策の文書管理にあたるというような人材登用をし、官民の知的資源の積極的活用のためのセンターとして運営していく方向が検討されるべきです。

## 2 情報公開法の運用改善

情報公開法の改正に先立ち、まず、情報公開・個人情報保護審査会の運用を改善するべきです。

情報非開示決定処分を審査する情報公開・個人情報保護審査会においては、審査会が三度も不開示判断を是としながら防衛省によって先頃開示されたイラク空輸実績の記録など、開示に消極的な答申が目立ちます。また、外務省の密約問題等に関する不存在決定に対しても効果的な対応ができませんでした。5名の常勤委員は、元高裁長官や元局長クラスの官僚の指定席となり（現在は元裁判官2名、元検察官2名、元行政職局長1名）、その権限を活用して対象文書を項目別（インデックス）に細かく分類して行政や裁判所の判断以上の積極的公開に踏み切る姿勢に乏しく、数年前と同種の請求として、数年前の答申を引用して文書全体を大まかに非公開とする判断が目立っています。イラク空輸実績の不開示の件も、項目別（インデックス）に細かく分類して審査すれば、三度も同様の理由で不開示とする

必要はなかったものと解されます。非常勤委員も行政法学者に偏っており、情報公開を通じて「知る権利」の具体化を実現しようとする憲法学者は委員になっていません。事務局も、任期付公務員を民間から登用することなく、各省庁の担当者に依存しているから、国民サイドからみれば、各省庁の求める情報非公開の担い手として映ってしまいます。

それゆえ、審査会の人的構成において、次のとおり改善すべきです。

- (1) 委員長は、非常勤職であるとしても、人権感覚に優れた民間人から選任されるべきである。
- (2) 5名の常務委員のうち、少なくとも1名は、人権感覚に優れた弁護士等の民間人から選任されるべきである。
- (3) 審査会事務局に、弁護士等の民間人を任期付公務員として採用すべきである。

### 3 情報公開法の改正

以上のような運用面の改善と共に、そのような運用に陥らせた情報公開法の改正が必要です。アメリカ情報自由法も、政権交代に伴い、1974年、1996年、2007年と幾度も改正されていますが、日本の情報公開法の喫緊の改正課題は、前記意見の趣旨第3項(1)ないし(4)のとおりです。

特に、沖縄返還密約不存在の外務省見解が示すように、防衛・外交情報の「行政文書」の定義や開示の幅が狭い。在外公館でのワイン購入記録の不開示もその一つです。とりわけ、行政機関の長が非開示を相当と認める情報はすべて不開示にすることができるという規定は、外務省が情報公開に積極的にならない原因でもありますから、何とせよ改正する必要があります。脱官僚依存の象徴的な不開示条項です。

また、裁判所において裁判官だけが非開示文書を直接に見て開示不開示を判断するための、インカメラ審理の規定も、官僚の抵抗があつて実施の合意ができないので、情報公開法に規定すべきです。この点は、今年1月、最高裁裁判官も、裁判例の中でインカメラ審理手続を立法化すべきとの異例の補足意見を述べています。

その他、民主党には、既に当協会や日弁連が求めた改正案を参考とした民主党情報公開改正法案を国会に提出した実績があります。それを前提として、上記の条項の他、プライバシー保護の名目で過度に個人識別情報が不開示とされないかの個人情報保護規定の見直し、非公開条件付任意提供

の法人情報を不開示とする規定や存否応答拒否処分を認める規定の見直しなどもなされるべきです。

さらに、不開示処分の争訟手続においては、開示請求文書の不存在決定が多いため、不開示理由の付記にあたり、物理的に不存在か、行政文書の定義に該当しないために法解釈上の不存在か、その理由の明記を法文上義務付けるとともに、情報公開・個人情報保護審査会が行政機関に立入調査をする権限を法文上明記すべきですし、不開示決定処分取消訴訟を47都道府県の地方裁判所本庁で提起できるように裁判管轄規定の特則を設けるべきです。

#### 4 行政不服審査法案の抜本的見直しと行政手続法の改正

(1) 行政不服審査の改正にあたり、行政不服審査会の創設に関連した、情報公開・個人情報保護審査会を廃止する規定（関係法律の整備法案1条）を削除すべきです。

情報公開・個人情報保護審査会は廃止することなく、内閣府に存続すべきです。行政不服審査法の改正は、行政刷新のために必要ですが、同法改正案では、この審査会を廃止し、総務省に置かれる行政不服審査会に吸収することが提案されています。しかし、これでは情報公開制度の趣旨が消えてしまいます。何よりも、公文書管理＝内閣府、情報公開＝総務省のタテ割り行政を廃し、国家戦略と行政刷新の中核に情報公開を位置付けるべきです。前記のとおり先の国会で成立した公文書管理法をくり上げて施行し、歴史公文書等の利用請求拒否処分を審査する公文書管理委員会と、役所の現用文書の非公開処分を審査する情報公開・個人情報保護審査会とを、共に内閣府の傘の下に置いて、内閣府の総合調整機能の下に、積極的な情報公開により、行政刷新を下支えする改正・運用がなされるべきです。

(2) また、情報公開のための審査会の決定が法的拘束力を有する裁決機関であるべきことは、1988年1月に社団法人自由人権協会が情報公開法モデル案で発表したところです。日弁連も1997年3月発表の情報公開法試案では、裁決機関として位置付けています。行政不服審査法改正案も抜本的に見直し、審査会が裁決機関として位置付けられるべきです。

(3) 情報公開法5条5号の不開示情報を制限的に解釈適用することで、計画行政の情報が事前開示されていますが、これだけでは、計画行政に対

する意見聴取手続等がなく、不十分です。行政刷新の一環として、1990年代の行政改革のつみ残しの課題としての行政計画の策定手続の規定を設けるべきです。

(4) 以上の他、行政手続法が規定する適正手続保障のレベルに達していない、不利益処分についての理由付記の規定を欠く国税通則法など、同法の適用除外の個別法についても、すべて見直しが必要です。これらについての意思形成過程の情報公開を保障するだけでは、行政の適正手続をより一層実現することはできません。

また、簡易すぎて人権保障の手続保障には程遠い出入国管理及び難民認定法など、行政不服審査法改正案のレベルに達していない、行政不服審査法の適用除外規定も、上記国税通則法上の理由付記の問題などと共に、すべて見直しが必要です。

#### 5 国会と裁判所公文書管理法及び情報公開法の制定並びに刑事訴訟法と刑事確定訴訟記録法の改正

先の通常国会で成立した公文書管理法は、行政文書についてはその作成保存から廃棄にいたるまでのレコードスケジュールの作成を義務付けましたが、国会と裁判所の公文書については、その対象となりませんでした。それゆえ、公文書管理法附則13条2項に基づき、国会及び裁判所の非現用文書についても、公文書管理法と同様に取り扱われるべく、国会と裁判所独自の公文書管理法の検討に着手すべきです。

その際、あわせて、国会と裁判所の現用文書の公開手続を定める情報公開法を制定すると共に、刑事訴訟法53条の2や刑事確定訴訟記録法を改正し、訴訟に関する書類及び押収物等の刑事訴訟記録や戦前の軍法会議記録（二・二六事件記録など）についても、情報公開制度及び公文書管理制度の対象とし、閲覧及び謄写が権利として容易に認められるようにすべきです。

明治以来の民事判決原本は、裁判所から国立公文書館へ移管されることになりましたが、刑事訴訟記録や戦前の軍法会議記録（二・二六事件記録など）は、検察庁で保管されたままであり、また、刑事訴訟法53条の2に基づき情報公開法や公文書管理法の対象外とされています。これらの記録は、刑事確定訴訟記録法によって開示される手続がありますが、同法によれば刑の確定から3年を経過した記録は原則不開示とされていますし、閲覧が認められても謄写は開示請求者の権利としては保障されておらず、

当協会会員が開示決定を得たロッキード事件記録は、コピーすることができず、手書きでメモを作成することしかできませんでした。

また、国会図書館では、市中で流通していたものを入手して公表されていた検察庁資料が、検察庁の申入れにより公表除外図書としての扱いを受けました。

これらは、国会と裁判所について国民の知る権利を具体化した情報公開制度や公文書管理制度が確定していないことに帰因します。公文書管理法の全面施行に対応して、国会と裁判所の公文書管理法及び情報公開法の制定と、刑事訴訟法と刑事確定訴訟記録法の改正が何としても必要です。

(別紙)

民主党マニフェスト情報公開施策（— 以下はコメント）

I ムダづかい

1 現在の政策・支出をすべて見直す

[政策目的]

- ・自民党長期政権の下で温存された族議員、霞が関の既得権益を一掃する。
- ・政策コスト、調達コストを引き下げる。

[具体策]

- ・「行政刷新会議（仮称）」で政府の全ての政策・支出を、現場調査、外部意見を踏まえて、検証する。
- ・実施方法・調達方法を見直し、政策コスト、調達コストを引き下げる。
- ・不要不急の事業、効果の乏しい事業は、政府の責任で凍結・廃止する。

2 特別会計、独立行政法人、公益法人をゼロベースで見直す

[政策目的]

- ・財政を透明にして、国民の政治に対する信頼を高める。
- ・税金のムダづかいを根絶する。

[具体策]

- ・特別会計をゼロベースで見直し、必要不可欠なもの以外は廃止する。
- ・独立行政法人の実施する事業について、不要な事業や民間で可能な事業は廃止し、国が責任を負うべき事業は国が直接実施することとして、法人のあり方は全廃を含めて抜本的な見直しを進める。
- ・実質的に霞が関の天下り団体となっている公益法人は原則として廃止する。公益法人との契約関係を全面的に見直す。

3 国が行う契約を適正化する。

[政策目的]

- ・政策コスト、調達コストの引き下げで税金のムダづかいを根絶する。
- ・政府調達をオープンにして、多くの国民が参加できるようにする。

[具体策]

- ・ 公務員OBを官製談合防止法の適用対象にする。
- ・ 随意契約、指名競争入札を実施する場合には、徹底的な情報公開を義務付ける。
- ・ 契約の事後的検証と是正措置と担う「政府調達監視等委員会」を設置する。

5 政と官の関係を抜本的に見直す

[政策目的]

- ・ 政治主導を確立することで、真の民主主義を回復する。

[具体策]

- ・ 与党議員が100人以上、大臣・副大臣・政務官等として政府の中に入り、中央省庁の政策立案・決定を実質的に担う。
- ・ 政治家と官僚の接触に係わる情報公開などで透明性を確保する。

8 税金の使い途をすべて明らかにする

[政策目的]

- ・ 税金の使い途をすべて明らかにして、国民のチェックを受ける。
- ・ 決算を予算に反映させ、政策評価を徹底する。

[具体策]

- ・ 予算編成過程を原則公開するとともに、執行を厳格に管理する。
- ・ 決算に関する情報公開を徹底するとともに、提出時期を前倒しすることで予算との連動性を高める。
- ・ 一般会計・特別会計について、企業会計に準じた財務書類の作成、国会提出を決定化する。

9 公平で、簡素な税制を作る

[政策目的]

- ・ 税制の既得権益を一層する。
- ・ 租税特別措置の効果を検証し、税制の透明性、信頼性を高める。

[具体策]

- ・ 租税特別措置の適用対象を明確にし、その効果を検証できる仕組みを作る。

- ・効果の不明なもの、役割を終えた租税特別措置は廃止し、真に必要なものは「特別措置」から「恒久措置」へ切り替える。

## II 子育て・教育

### 15 すべての人に質の高い教育を提供する

- ・現在の教育委員会制度を抜本的に見直し、教育行政全体を厳格に監視する「教育監査委員会」を設置する。

## III 年金・医療

### 16 年金記録被害者への迅速な補償のため、一定の基準のもとで「一括補償」を実施する

- ・年金記録問題の再発を防ぐ。 — 公文書管理
- ・年金記録が誤っている可能性の高い受給者等を対象に、記録訂正手続を簡略化する。 — 個人情報保護
- ・コンピュータの年金記録と紙台帳の記録の全件照合を速やかに開始する。
- ・年金記録を訂正した人が、本来の年金受給額を回復するまでの期間を大幅に短縮する。
- ・すべての加入者に「年金通帳」を交付し、いつでも自分の年金記録（報酬月額を含む）確認できるようにする。 — 個人情報保護

### 17 歳入庁を創設する

#### [政策目的]

- ・年金保険料のムダづかい体質を一掃する。
- ・年金保険料の未納を減らす。

#### [具体策]

- ・社会保険庁は国税庁と統合して「歳入庁」とし、税と保険料を一体的に徴収する。 — 個人情報保護
- ・所得の把握を確実に行うために、税と社会保障制度共通の番号制度を導入する。 — 個人情報保護

### 18 新型インフルエンザ等への万全の対応、がん・肝炎対策の拡充

[政策目的]

- ・ 新型インフルエンザによる被害を最小限にとどめる。

[具体策]

- ・ 新型インフルエンザに関し、危機管理・情報共有体制を再構築する。ガイドライン・関連法制を全面的に見直すとともに、診療・相談・治療体制の拡充を図る。ワクチン接種体制を整備する。 — 個人情報保護

19 霞が関を解体・再編し、地域主権を確立する

[政策目的]

- ・ 明治維新以来続いた中央集権体制を抜本的に改め、「地域主権国家」へと転換する。
- ・ 中央政府は国レベルの仕事に専念し、国と地方自治体の関係を、上下・主従の関係から対等・協力の関係へ改める。地方政府が地域の実情にあった行政サービスを提供できるようにする。
- ・ 地域の産業を再生し、雇用を拡大することによって地域を活性化する。

[具体的]

- ・ 新たに設立する「行政刷新会議（仮称）」ですべての事務事業を整理し、基礎的自治体が対応可能な事務事業の権限と財源を大幅に移譲する。
- ・ 国から地方への「ひもつき補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える「一括交付金」として交付する。義務教育・社会保障の必要額は確保する。
- ・ 「一括交付金」化により、効率的に財源を活用できるようになるとともに補助金申請が不要になるため、補助金に係わる経費と人件費を削減する。

20 国の出先機関、直営事業に対する地方の負担金は廃止する

[政策目的]

- ・ 国と地方の二重行政は排し、地方にできることは地方に委ねる。
- ・ 地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにする。

[具体策]

- ・ 国の出先機関を原則廃止する。
- ・ 道路・河川・ダム等のすべての国直轄事業における負担金制度を廃止し、地方の約1兆円の負担をなくす。それに伴う地方交付税の減額は行わない。

21 食の安全・安心を確保する

[政策目的]

- ・ 国民が安全な食料を、安心して食べられる仕組みをつくる。
- ・ 食品安全行政を総点検する。

[具体策]

- ・ 食品の生産、加工、流通の過程を事後的に容易に検証できる「食品トレーサビリティシステム」を確立する
- ・ 原料原産地等の表示の義務付け対象を加工食品等に拡大する。

22 中小企業憲章の制定など、中小企業を総合的に支援する

[具体策]

- ・ 金融機関に対して地域への寄与度や中小企業に対する融資状況などの公開を義務付ける「地域金融円滑化法」を制定する。

23 地球温暖化対策を強力に推進する

[具体策]

- ・ 家電製品等の供給・販売に際して、CO<sub>2</sub>排出に関する情報を通知するなど「CO<sub>2</sub>の見える化」を推進する。

VI 消費者・人権

24 消費者の権利を守り、安全を確保する

[具体策]

- ・ 消費者に危害を及ぼすおそれのある製品・物品等に関する情報の公開を企業に義務付ける「危険情報公表法」を制定する。

VII 外交

51 緊密で対等な日米関係を築く

- ・日米外交の基盤として緊密で対等な日米同盟関係をつくるため、主体的な外交戦略を構築した上で、米国と役割を分担しながら日本の責任を積極的に果たす。
- ・日米地位協定の改定を提起し、米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む。 — 沖縄返還密約の公開

ているといった組織法上の  
 があること、後者について  
 地方公共団体における政策  
 を尊重する趣旨である（例  
 ，情報公開条例に基づく不  
 開定等の処分に対する審査請  
 求にて、当該条例に特別の定  
 めをことにより、審理員を指  
 名するなく、当該地方公共団  
 体の情報公開審査会等へ諮問  
 し、裁決すなどが考えられる）。

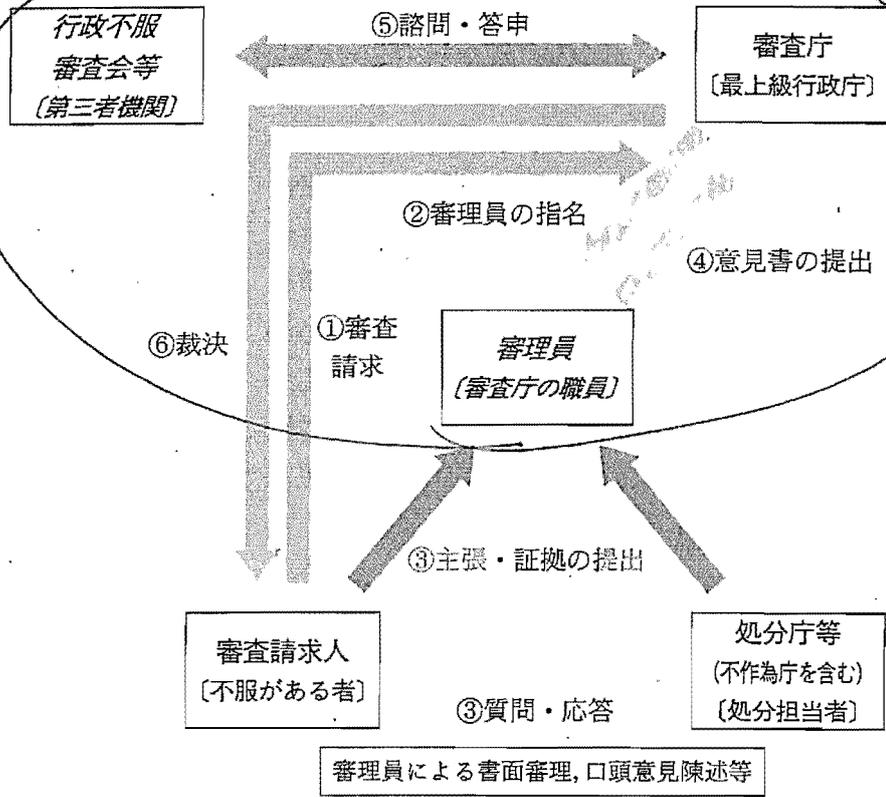
理員は、書面による審理や  
 的な口頭意見陳述（30条）  
 手続を行うことになる。審  
 理は、必要な審理を終えた  
 とときは審理手続を終了し、  
 審査庁がすべき裁決に関する  
 意見を「作成し、これを事件記  
 事とともに審査庁に提出し（41

最終的な判断は審査庁が行うことになる。  
 審査請求の全部を認容する場合には、審  
 理がその旨の裁決を行い、手続は終了する。

行政不服審査会等への諮問手続  
 案では、審査庁が（新）審査請求の一部  
 は全部を棄却することとする場合等一定  
 合においては、第三者機関である行政不  
 服審査会等への諮問・答申の手続を行った上  
 42条）、最終的な裁決を行うこととしてい

お、個別法において、処分の事前手続と  
 第三者機関への諮問が行われている場合、  
 第三者機関への事後の諮問が行われる場合、  
 第三者機関が審査庁となる場合等において  
 は、個別法の趣旨を尊重し、行政不服審査  
 会への諮問は要しないこととしている（42  
 条）。また、審査請求が、行政不服審査  
 会等を経て、国民の権利利益および行政  
 の運営に与える影響の程度その他当該事  
 件の性質を考慮して、諮問を要しないも  
 のと認められた

図2 審理の客観性・公正性の確保



調査審議を行っても明らかに同じ結果になる  
 と考えられるもの、②軽微な処分または形式  
 的・機械的な判断により決定される処分など  
 を念頭に置いている。

国における第三者機関たる行政不服審査会  
 は、内閣府に置かれている「情報公開・個人  
 情報保護審査会」を改組し、総務省に設置す  
 ることとしている（60条）。行政不服審査会  
 は、会長および委員の計24人で構成され（61  
 条）、3名で構成する合議体で調査審議を行  
 い（64条）、その任命については、いわゆる  
 国会同意人事としている（62条）。さらに、  
 専門の事項を調査させるため、専門委員を  
 置くことができることとしている（63条）。

また、地方公共団体においては、各団体に  
 第三者機関を設置することになるが、その組  
 織および運営に関し必要な事項については、  
 各地方公共団体の条例で定めることとして  
 いる（73条）。